

消費生活情報

暖房器具などによる子どもへのやけどにご注意！

寒い冬が続き、家庭では長時間暖房器具を使用する時季です。

今回は、暖房器具使用中に発生した6歳以下の子どもの事故のうち、約7割を占める「やけど」について紹介します。

▽風呂上りにファンヒーターに腰が触れ、線状のやけどを負った。(4歳)

▽ストーブの柵につかまり立ちをした際、ストーブの上に置いていたやかんが倒れ、熱湯が下半身にかかった。両脚と尻に重症のやけどを負い入院となった。(0歳)

▽加熱式の加湿器の蒸気吹き出し口に手を触れ、やけどを負った。中指に水膨れができた。(2歳)

▽電気カーペットに子どもを長時間寝かせていたら、重症の低温やけどになった。(0歳)

やけどを防ぐには

暖房器具によるやけどを製品別にみると、ストーブやヒーターによるものが多く、こたつ、加湿器、湯たんぽ、あんななどが続きます。好奇心旺盛な子どもは、触ると危ない暖房器具にも手を伸ばします。身体が小さく皮膚が薄いため、症状が皮膚の深くまで影響し重症となることがあります。

◎やけど事故防止の対応例
▽床に置くタイプの暖房器具は、手の届かない場所に設置するか、安全柵で囲む。やかんなどは置かない。

▽暖房器具とは十分距離をとり、長時間当たらない。
▽加湿器は、高温蒸気への対策機能が付いているものや熱湯がこぼれにくい製品を購入する。

▽長時間皮膚が同じ場所に触れて起こる低温やけど

にも注意する。

やけどの応急手当

▽すぐに流水や容器に溜めた水で10分以上冷やす。なお低温やけどでは効果がなく、ワセリンなどの軟膏を塗って様子を見る。
▽刺激を避けるため、シャワーなどを患部に直接当てない。

▽服の上に熱湯がかかった場合は、脱がさずに服の上から冷やす。

▽低温やけどで皮膚の症状が悪化したり、子どもの痛みがが続く場合は速やかに病院で受診する。

▽やけどの範囲が手のひら以上や水膨れの場合は、病院を受診する。顔面や片足、片腕以上の場合には、必要に応じ救急車を呼ぶなどして急ぎ受診する。

消費生活に関する相談

府中市消費生活センター
(☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・金曜日

10時～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。

あなたからの500円が森を元気にしています！

府中市の森づくり事業



府中市では、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、鳥獣被害防止などを目的とした里山林整備や、住民団体による森林整備および林業体験活動の支援などを行っています。
令和3年度には、市内の計17.16haの森林整備や、8団体への活動支援を行いました。

ひろしまの森づくり県民税

個人 年額 500円

個人事業者：住民税の納税通知書により納付します。
給与所得者：毎月の給与から引き落とされます。

法人 年額 5% 均等割額相当額

法人：法人県民税・事業税の申告納付の際に申告納付します。



シイタケ植菌体験を実施するための資材購入を支援



ひろしまの森づくりネット

<https://www.moridukuri.net/>

検索



詳しい内容や相談は、右記まで気軽に問い合わせてください。

問い合わせ先 農林課 (☎43-7132)